

熊本県茶振興計画

平成30年3月

熊本県

目 次

策定の趣旨

- 1 策定の趣旨と期間 1
- 2 計画の推進 1

第1 茶の振興の基本方向 2

第2 茶の現状と課題 3

第3 茶の振興のための施策

- 1 生産の安定 5
- 2 品質・付加価値の向上 7
- 3 加工及び流通の高度化 8
- 4 消費の拡大 9
- 《重点施策（新たなチャレンジの展開）》 10

第4 茶生産の指標 11

第5 モデル経営類型 12

(用語解説) 13

(参考資料) 14

策定の趣旨

1 策定の趣旨と期間

- (1) この計画は、「お茶の振興に関する法律（平成 23 年法律第 21 号）」（注 1）に基づく国の基本方針に即し、本県における茶の振興に関する計画を定めるものである。
- (2) 計画期間は 4 カ年とし、平成 30 年度を初年度、平成 33 年度を目標年度とする。
- (3) 計画期間の最終年度には、情勢変化に柔軟に対応した効率的な施策展開が図られるよう、施策の成果等を点検、検証し、見直しを行うものとする。
また、特に必要がある場合には、計画期間中であっても見直すことがあるものとする。

2 計画の推進

市町村、農業協同組合、茶商業協同組合等の関係機関・団体は、それぞれの役割に応じて、この計画の方向に沿った具体的な取組み等を推進する。

第1 茶の振興の基本方向

本県の茶の歴史は古く、「平川家文書」（熊本県指定重要文化財）の「よしみねもろ良峯師たかしよりょうじょうじょうあん高所領讓状案」は、12世紀の茶の生産を示す貴重な文献資料といわれている。

その後、本県の茶の生産は、海岸島しょから山あいまで広がり、平成28年度の荒茶（注2）生産量は1,280t（全国8位）、茶栽培面積は1,350ha（全国7位）と、国内でも有数の茶の産地となっている。

本県では蒸し製玉緑茶・せん茶・釜炒り茶の3種類の茶種が生産されるほか、紅茶、機能性に着目したお茶など、多様多様なお茶が生産されている。また、蒸し製玉緑茶と釜炒り茶を合わせた「玉緑茶」の生産量は、全国の4分の1を占める。

このように、茶は本県に深く根付いているものの、県内農業者の経営の大部分を占めるリーフ茶（注3）は、ドリンク茶（注4）や茶以外の飲料が消費者の生活に浸透する中で消費が減少し、販売価格が低迷している。このため、農業者の経営にとって厳しい状況が続いており、担い手や茶栽培面積の減少につながっている。

こうした中、本県の茶業の振興を図っていくためには、多様化する茶需要をしっかりと捉えつつ、品質や付加価値の向上、生産の安定、低コスト化・省力化などに、総合的に取り組んでいく必要がある。さらに、現状を打開するため、前例にとらわれない新たな活動へチャレンジすることが重要である。

このため、第9次となる本計画では以下の4点を基本方向として、茶の振興のための施策を展開することとする。

<基本方向>

- 生産安定による産地の維持・振興
- 高品質・高付加価値な県産茶の生産
- 加工の高度化とコスト低減
- 県産茶のブランド力向上による消費の拡大

第2 茶の現状と課題

(1) 生産

- ・茶の経済寿命は30～40年とされる中、県内の3分の1以上が樹齢30年以上と茶園の老齢化が進行しているため、茶園の改植等に取り組み、生産力の回復を図る必要がある。
- ・リーフ茶の消費が低迷する中、販売価格の低迷が続いており、安定した所得を確保するためには、省力機械の導入と共同利用、機械化体系に対応した基盤整備など、一層の低コスト化・省力化の取組みを進める必要がある。
- ・茶栽培農家の減少が続いており、将来にわたって産地の維持を図るため、生産組織の育成や後継者の確保とともに、核となる担い手への茶園の集約を進める必要がある。
- ・一番茶に大きな被害を与える晩霜に対して、本県は防霜施設の整備率が低いため、引き続き霜害対策を進める必要がある。また、近年では、阿蘇山や桜島等の活動による降灰被害の発生や幼木園でのイノシシ等の被害も発生しており、降灰対策や獣害対策も重要である。

(2) 品質

- ・茶の嗜好が多様化する中、県内で栽培されている品種には偏りが見られるため、ニーズに応じた優良品種の導入を図る必要がある。
- ・茶商等の実需者から、製茶品質のばらつきの改善を求める声があり、今後とも安定した需要を確保していくため、品質の高位平準化を図る必要がある。
- ・信頼される茶の生産や労働の安全などの観点から、GAP（注5）に取り組む必要性が増しているため、啓発と普及を図っていく必要がある。
- ・環境保全や食の安全・安心に対する意識が高まっており、引き続き環境保全型農業の取組みを進める必要がある。

(3) 加工・流通

- ・消費者の嗜好の多様化や簡便志向を背景に、茶需要も多様化しており、様々な製品づくりに対応できる加工施設の導入を進める必要がある。一方、加工施設の老朽化が進む中、県内は生葉処理量100t未満の小規模な施設の割合が高く、将来にわたって産地を維持するためには、加工施設の再編も重要となっている。
- ・リーフ茶の販売価格の低迷や、安価なドリンク茶向け原料茶の需要が増加

する中、荒茶加工における省力化・低コスト化により、所得を確保していく必要がある。

- ・ 県産茶の多くは県内で流通しているが、贈答用などの高価格帯の茶の県内販売が低調であるため、県外向けに流通経路の拡大を図る必要がある。また、ドリンク茶向け原料茶については、今後も安定した需要が見込まれるため、取引拡大を図る必要がある。
- ・ 有料でお茶を提供する飲食店の増加やネット販売の普及など、多様な消費・流通形態が浸透しており、こうした状況を踏まえた販路の開拓が必要である。また、海外では、日本食ブームを追い風に、緑茶の消費が伸びており、輸出の取組みに関心が高まっている。

(4) 消費

- ・ お茶は嗜好品であり、有利な販売を進めるためには、ブランドづくりが重要である。このため、平成 26 年に取得した地域団体商標「くまもと茶」(注 6) や、各産地・茶種の特長を生かして、県産茶のブランド力を強化していく必要がある。
- ・ 県産茶は、全国的に認知度が低く、単価も全国に比べて低く推移している。このため、県内外の消費者に選ばれるお茶を目指して、引き続き県産茶の認知度向上に取り組んでいく必要がある。
- ・ お茶に親しむ習慣が少なくなってきたおり、若年世代を中心にお茶文化の魅力発信を図る必要がある。また、新たな飲み方やお茶の持つ機能性の発信により消費の裾野を広げる必要がある。
- ・ 訪日外国人が増加するとともに、県内外の国際スポーツ大会の開催などにより、インバウンド需要の伸びが期待されている。このため、新たな需要の一つである訪日外国人を対象とした取組みを進める必要がある。
- ・ リーフ茶の消費低迷が進む中で、加工原料を主とした抹茶やティーバッグなどの簡便なお茶は伸びを示している。また、健康志向の高まりを受けて、お茶の持つ機能性が注目されており、飲料はもとより飲料以外の食品への利用も進んでいる。このため、抹茶の生産や簡便志向への対応、機能性等を生かした商品づくりなど新たな需要につながる取組みを進める必要がある。

第3 茶の振興のための施策

1 生産の安定

【取組みの方向】

茶樹の老齢化が進んでいるため、新植・改植や台切り更新（注7）等を推進し、県産茶の生産量の維持と品質向上を図る。

また、収穫・管理作業の機械化に対応した茶園の基盤整備や、乗用型管理機の共同利用を引き続き推進し、省力的かつ低コストの生産体制の構築を目指す。

さらに、今後を担う若い農業者が、経営的に安定した状況で茶の生産に取り組めるよう、協業組織の育成や法人化による経営体質の強化を図る。

併せて、経済被害が大きい晩霜害や、近年発生がみられる降灰被害、未成園等での脅威であるイノシシ等の被害防止対策を推進し、生産の安定を図る。

【推進方策】

（1）茶園の更新

- ・生産性が低下する樹齢30年以上の茶園を対象とした改植や、新植による茶園の若返りを推進する。
- ・経営の実情に合わせた計画的な茶園更新を図るため、改植と組み合わせて、低コストで未収益期間が短い台切り更新を推進する。
- ・国の制度等を活用し、茶園の更新後に生じる未収益期間中の経営支援を図る。

（2）茶栽培の省力化・低コスト化

- ・乗用型管理機等の導入推進や共同利用・作業受委託の推進など、茶栽培の省力化や低コスト化を図る。
- ・省力機械体系に対応できるよう茶園の基盤整備を推進する。

（3）担い手の確保・育成

- ・産地の核となる担い手の確保に向けて、複数の農業者による協業組織、高齢農業者等の基幹作業を請け負う受託組織づくりやオペレータの育成、新規参入者へのサポートなど、地域の戦略に合わせた取組みを支援する。
- ・経営体の法人化に向けて、技術指導支援、情報提供などを行い、担い手の経営力向上を図る。
- ・茶業後継者の情報共有と相互研鑽による技術力・販売力向上のため、茶業青年会の活動促進など後継者のネットワークづくりを支援する。
- ・機械の安全な使用法の周知徹底により、農作業事故の防止を図る。

(4) 気象災害・獣害への対応

- ・ 早生品種の導入が進む中、対策が必要な茶園には、防霜ファンやスプリンクラーの設置を推進する。
- ・ 降灰被害の恐れがある産地については、茶園や茶工場での生葉の洗浄に必要な機械等の整備を推進する。
- ・ 未成園でのイノシシ等の掘り返し被害を回避するため、エサ場、潜み場を減らす生息環境づくり、実情に応じた防護柵の設置など、地域ぐるみの対策を推進する。
- ・ 農業者・農業団体の意向等を踏まえ、畑作物（茶）共済の実施の必要性を検討するとともに、収入保険制度の周知を徹底し、農業経営のセーフティネットとしての機能が発揮されるよう推進する。

2 品質・付加価値の向上

【取組みの方向】

茶の消費形態が多様化しており、味、香り、加工適性など、実需者や消費者のニーズに対応した品種の導入・普及を推進する。

また、実需者からの要望が多い荒茶品質のばらつきの改善については、関係機関が連携した技術指導や被覆栽培の推進等により、品質の高位平準化に取り組む。

さらに、環境問題への関心や消費者の安全・安心意識の高まりに対応するため、GAPや環境保全型農業の取組みを推進する。

【推進方策】

(1) 優良品種の導入推進

- ・国が育成した優良品種については、販売を含めた産地の戦略に沿った導入・普及を推進する。
- ・優良在来系統からの選抜等により、県オリジナル品種の開発に取り組む。

(2) 品質の高位平準化

- ・農業者を対象とした栽培、製造の技術指導を行い、品質の向上に取り組む。
- ・農業者が茶の生産技術の客観的な評価を得ることで、更なる品質向上に取り組めるよう、茶品評会の取組みを推進する。
- ・品質向上に有効な被覆栽培を引き続き推進するため、最新の資材の情報提供や導入支援を行う。

(3) 生産工程管理の改善

- ・生産物の安全の確保、環境の保全、労働の安全等の確保に向けて、GAPの理念や目的に係る指導や情報提供を行うことで、農業者のGAPへの取組みを推進する。
- ・生産物の安全の確保、環境の保全、労働の安全等を確保するため、GAPの理念や利点の周知を徹底し、GAP認証取得に向けた取組みを推進する。

(4) 環境保全型農業の推進

- ・肥料、農薬の適正使用の徹底、耕種的防除や農薬代替資材の活用、有機JAS認証茶や特別栽培茶の取組みなど、くまもとグリーン農業（注8）を推進する。

3 加工及び流通の高度化

【取組みの方向】

リーフ茶以外の需要が堅調な茶種にも対応できる製茶機械の導入を支援するとともに、加工施設の法人化による経営の高度化を図る。

また、加工の省力化やコスト低減に向け、省エネ機械の導入支援やドリンク茶向け原料茶等の生産拡大を推進するとともに、二番茶以降の加工施設の利用促進により稼働率の向上を図る。

一方、県内での高価格帯茶の販売低迷が荒茶価格の伸び悩みの要因の一つとなっているため、高価格帯茶の流通経路の拡大を図る。

【推進方策】

(1) 加工施設の高度化

- ・ティーバッグ緑茶・粉末茶など多様な茶需要に対応でき、オートメーション化された製茶機械の導入を支援する。
- ・意欲のある加工施設の運営組織については、経営の高度化を図るため、法人化の取組みを支援する。

(2) 加工の省力化・低コスト化

- ・省エネ型製茶機械の導入を支援するとともに、省力かつ低コストで加工できるドリンク茶向け原料茶やティーバッグ緑茶製造などの取組みを支援する。
- ・二番茶以降において、需要があるドリンク茶や加工原料用の茶種を生産することで、加工施設の稼働率の向上を図る。
- ・燃油価格高騰の際にも安心して経営に取り組めるよう、国の燃油高騰対策事業への農業者の加入を引き続き推進する。

(3) 流通経路の拡大

- ・高価格帯茶の流通経路を拡大するため、JA熊本経済連の仲卸機能等を生かした県外大消費地の小売店向けの販促活動を支援する。
- ・安定した需要があるドリンク茶向け原料茶について、飲料メーカーとの契約取引の拡大を支援する。

4 消費の拡大

【取組みの方向】

全体的な茶の消費が減少傾向にある中で、県産茶を消費者や実需者に選ばれるブランドへと育てるため、地域団体商標「くまもと茶」等を活用したブランド力の強化を図るとともに、消費者の認知度向上に取り組み、県産茶の消費拡大につなげる。

また、新たなお茶の楽しみ方の提案や家庭でお茶を飲む習慣づくりに取り組み、緑茶文化の普及啓発を積極的に推進する。併せて、増加する訪日外国人との接点を増やすことで、外国人消費者へのPRに取り組む。

【推進方策】

(1) 県産茶のブランド力の強化

- ・農業団体と茶商業協同組合が一体となって取り組んでいる地域団体商標「くまもと茶」や県内統一ブランド茶「湧雅のここち」（注9）の販売拡大の取組みを支援する。
- ・産地や茶種の特長を生かした銘柄づくりを支援するとともに、全国有数の生産量を誇る蒸し製玉緑茶については、「くまもと玉緑茶」として、関係団体が連携したPR活動を展開する。
- ・農業者と流通・販売業者の連携によるこだわりや物語性を重視したブランドづくりの取組みを支援する。

(2) 県産茶の認知度向上

- ・関係機関が連携した「くまもとお茶まつり」等のPRイベントを開催し、県産茶の認知度向上に取り組む。
- ・SNS等を活用して、インターネット上で県産茶をPRするとともに、消費者がイベントや販売店の情報を得やすい環境づくりに取り組む。

(3) お茶の文化と魅力の発信

- ・日本茶インストラクター協会等による小中学校等での出前講座等を通じて若年世代への緑茶文化の理解促進を図るとともに、茶と同じく日本文化との関わりが大きい畳、生け花等と連携した取組みを支援する。
- ・水出し茶など新たな飲み方の提案やお茶の持つ機能性を発信する。

(4) 訪日外国人等への対応

- ・県内外の国際スポーツ大会に併せた県産茶の情報発信を行うとともに、観光産業等と連携し、本県に来訪する外国人へのPR活動を展開する。

《重点施策（新たなチャレンジの展開）》

【取組みの方向】

茶栽培面積や農業者の減少が続いているため、地域の核となる担い手への茶園の集積や茶加工施設の再編を図り、将来にわたって産地を維持できる生産体制づくりを進める。

また、国内における新たな販路の開拓や海外における日本食ブーム等に対応した輸出の取組みを支援し、県産茶の販売拡大を図る。

さらに、リーフ茶の価格低迷や消費ニーズの多様化に対応するため、抹茶の生産や茶の機能性を生かした新たな商品開発など、厳しい現状を打開するチャレンジ活動を支援する。

【推進方策】

（１）茶園の集約化による産地の継承

- ・高齢化等により管理できなくなる茶園の対策として、産地の話し合いにより将来に継承する茶園を明確化し、地域の核となる担い手に集約化する取組みを支援する。
- ・移動改植や茶園整理を行い、機械化体系に適した優良な茶園に集約する取組みを進める。

（２）茶加工施設の再編

- ・経営体質が弱い小規模な茶加工施設が多いため、施設の再編整備や受託加工などの取組みを支援し、産地における加工の拠点づくりを進める。

（３）新たな販路の開拓

- ・飲食業界や小売店との直接取引やインターネットを活用した販売など、国内における新たな販路を開拓する取組みを支援する。
- ・輸出セミナー等の情報提供や輸出先国の残留農薬基準に対応した技術の普及、輸出関連事業者との商談会への参加支援など輸出に向けた取組みを推進する。

（４）抹茶等新規茶種の生産や機能性を生かした新商品の開発

- ・抹茶需要の高まりを受け、家庭での飲用から加工原料用を含めた抹茶生産の取組みを進めるとともに、抹茶生産に適した栽培・加工技術の開発やその普及を図る。
- ・消費者の簡便志向に対応して、ティーバッグや粉末茶等の加工技術開発や産地の取組みを支援する。
- ・茶の機能性や特長的な香りに着目した新たなリーフ茶及び加工品開発の取組みを支援する。

第4 茶生産の指標

指 標 名	基準年 (H28)	目標年 (H33)
茶摘採面積 (h a)	1, 0 7 0	1, 0 7 0
1 0 a 当たり荒茶生産量 (k g)	1 2 0	1 3 2
改植・新植・台切り更新の実施面積 (ha/年)	1 0	2 0
G A P 認証農家数 (戸)	0	1 0
茶加工施設の再編に取り組む地区数 (箇所)	0	3

第5 モデル経営類型

他産業の所得や労働時間などの現状を踏まえ、次のとおり将来目標とするモデル経営類型を例示する。

1 協業経営

規模	経営の特徴	主要資本整備	所得 (千円)	構成員等 労働時間
3,000 a	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生葉生産から荒茶加工までの5戸の協業経営 ・ 高性能の荒茶加工施設の導入 ・ 乗用型茶園管理機を導入した省力化管理体系 ・ 法人経営体を志向 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 荒茶加工施設 (120kg : 2ライン) ・ 乗用型茶園管理機 5台 ・ 防霜施設 	24,200	12,700

2 家族経営

規模	経営の特徴	主要資本整備	所得 (千円)	家族労働時間	雇用労働時間
500 a	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自園、自製、自販による家族経営 ・ 自家製仕上げによる高品質、高付加価値製品販売 ・ 雇用労働力の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 荒茶加工施設 (90kg : 1ライン) ・ 乗用型茶園管理機 ・ 防霜施設 ・ 仕上げ加工施設、 冷蔵保管庫 	6,370	2,500	150

(用語解説)

	用語	解説
注1	お茶の振興に関する法律	平成23年4月施行。茶業の健全な発展及び豊かで健康的な国民生活の実現に寄与することを目的とし、国基本方針及び県振興計画の策定や、農業者の経営安定、消費拡大等の施策を講じるよう定めている。
注2	荒茶	本計画でいう「荒茶」とは、チャ (<i>Camellia sinensis</i> (L.) Kuntze) の葉から製造したもので、仕上げ加工（ふるい分け、火入れ等）を行う前の茶のこと。
注3	リーフ茶	ペットボトルや缶の茶ではなく、急須にいれて飲むお茶のこと。
注4	ドリンク茶	ペットボトルや缶に入れた状態で販売されるお茶のこと。茶系飲料ともいう。
注5	GAP (農業生産工程管理)	Good Agricultural Practice の略 農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。
注6	地域団体商標「くまもと茶」	熊本県産の緑茶を対象に、JA熊本経済連と熊本県茶商業協同組合が共同で出願。平成26年8月29日登録（第5697711号）。
注7	台切り更新	茶園の樹勢を回復するため、枝条を地際部から地上15cmまでの高さで茶樹を切断すること。
注8	くまもとグリーン農業	熊本県が推進する「環境保全型農業」のこと。土づくりを基本として、慣行農法に比べて化学肥料や化学合成農薬を削減するなど環境にやさしい農業と定義。
注9	湧雅のここち	JA熊本経済連を主体に展開する県内統一ブランド茶のこと。熊本経済連茶入札場へ出荷された荒茶のうち、品種や荒茶成分などの要件を満たしたものでブレンド・包装されたお茶をJA熊本経済連及び経済連に指定された茶商が販売する。

注) お茶の種類と定義については、参考資料の2「緑茶の名称及び定義」を参照。

(参考資料)

1 茶関係主要データ

(1) 生産分野

ア 農家数

本県の茶の栽培農家数は、平成22年の2,261戸から平成28年には1,463戸と、3割以上減少している。

一方、茶の生産を行う認定農業者数は、平成22年の164戸から一時減少した後で増加に転じ、平成28年は、平成22年から2割増の201戸となっている。

表1) 茶栽培農家数及び認定農業者数の推移 (単位: 戸、名、%)

年度	H22年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	28年/22年
農家数	2,261	1,976	1,842	1,723	1,607	1,463	64.7
認定農業者数	164	136	144	153	211	201	122.6

資料) 熊本県農林水産部調べ

イ 面積

本県の茶栽培面積は、農業者の高齢化等により、零細茶園を中心に減少を続けており、平成28年は1,350haと、平成22年に比べて16%減少した。また、全国の茶栽培面積も減少を続けている。

表2) 茶栽培面積の推移 (単位: ha、%)

	H17年	H22年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	28年/22年
熊本県	1,660	1,610	1,580	1,570	1,500	1,420	1,350	83.9
全国	48,700	46,800	45,900	45,400	44,800	44,000	43,100	92.1

資料) 農林水産省「工芸作物統計」、「作物統計」

ウ 荒茶生産量

全国の荒茶生産量は、平成17年頃に緑茶飲料需要の増加を受けて一時的に10万tまで増加した後、近年は8万t台で推移していたが、平成28年は栽培面積の減少や高品質化を目指したことによる反収減少等から77,100tと減少した。

また、本県の荒茶生産量は、栽培面積の減少や、二番茶、三番茶を摘採しない茶園の増加により生産量が減少傾向で推移しており、平成28年は1,280tとなっている。

表3) 荒茶生産量の推移 (単位: t、%)

	H17年	H22年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	28年/22年
熊本県	1,910	1,380	1,490	1,300	1,300	1,140	1,280	92.8
全国	100,000	83,000	85,900	82,800	82,300	76,400	77,100	92.9

資料) 農林水産省「作物統計」とJA熊本経済連

茶種別にみると、平成 28 年は普通せん茶が 721 t（56%）、玉緑茶が 450 t（35%）となっており、この 2 種で全体の 9 割以上を占めている。

表 4) 平成 28 年茶種別荒茶生産量 (単位：t)

	普通せん茶	玉緑茶	おおい茶	番茶	その他	合計
熊本県	721	450	80	15	14	1,280
全国	45,500	1,690	6,720	21,000	2,230	77,100

資料) 農林水産省「作物統計」

注) これら品種のほか、在来種などが含まれる。

全国の荒茶生産量のうち、せん茶は減少傾向にあるが、抹茶の原料であるてん茶は需要の伸びに伴って増加傾向にある。また、番茶はドリンク茶の需要が堅調であるため、生産量はほぼ横ばいで推移している。

表 5) てん茶、番茶の生産量の推移 (全国) (単位：t)

	H17年	H22年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	28年/22年
てん茶	1,400	1,472	1,430	2,243	1,969	2,141	2,571	174.7
番茶	17,788	20,918	20,867	20,788	20,518	20,077	21,531	102.9
(参考)せん茶	69,411	52,292	55,442	52,466	49,763	45,405	45,323	86.7

資料) 全国茶生産団体連合会調べ

摘採面積 10a 当たりの荒茶生産量は、全国平均が 200kg 以上で推移しているのに対し、本県は一番茶が中心であることや近年の価格低迷による生産量全体の減少傾向もあって、近年は 100 kg～110kg 台で推移した。平成 28 年は熊本地震が発生した中でも、一番茶の収量が多かったことや、ドリンク向けの秋冬番茶の生産が増加したことで、120 kg に増加した。

表 6) 摘採面積 10a あたり荒茶生産量の推移 (単位：kg、%)

	H17年	H22年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	28年/22年
熊本	131	105	116	104	110	100	120	114.4
全国	236	213	223	220	213	215	221	103.8

資料) 農林水産省「工芸作物統計」、「作物統計」

エ 産出額

茶の産出額は、価格の低迷や生産量の減少により減少しており、平成 22 年から 24 年まで 18 億円で推移した後、平成 25 年に 14 億円で減少し、平成 27 年には降灰被害の影響で、13 億円まで減少した。平成 28 年は熊本地震の影響がみられたものの、荒茶生産量と価格が前年を上回ったため、産出額も前年から増加し、14 億円となった。

表7) 熊本県の茶産出額

(単位: 億円)

年度	H22年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年
産出額	18	18	14	14	13	14

資料) 農林水産省「生産農業所得統計」

オ 樹齢

本県の茶園を樹齢別にみると、平成28年においては、一般的な経済樹齢である30年を越えている茶園が全体面積の3割以上を占め、生産性の低下が懸念されている。

表8) 茶園の樹齢別栽培面積の比較

(単位: ha、%)

年度		茶園の樹齢					合計
		未成園	~10年	11~20年	21~30年	30年以上	
平成22年	栽培面積	80.0	197.0	383.0	485.0	465.0	1610.0
	割合	5.0	12.2	23.8	30.1	28.9	100
平成28年	栽培面積	55.8	155.5	274.3	405.7	458.7	1350.0
	割合	4.1	11.5	20.3	30.1	34.0	100

資料) 熊本県農林水産部調べ

カ 品種

主要品種の「やぶきた」が占める割合は、県内の茶栽培面積の7割以上と高い水準にあるものの、面積及び割合は徐々に減少している。一方、早生品種は市場ニーズが高い「さえみどり」を中心に、栽培面積が増加傾向にある。

表9) 品種別茶栽培面積の推移

(単位: ha、%)

		H25年	H26年	H27年	H28年
中生品種	栽培面積	1,305	1,159	1,114	1,044
	割合	83%	77%	78%	77%
	「やぶきた」面積	1,243	1,102	1,060	986
	割合	79%	73%	75%	73%
早生品種	栽培面積	54	74	73	91
	割合	3%	5%	5%	7%
晩生品種	栽培面積	50	54	57	53
	割合	3%	4%	4%	4%
合計	栽培面積	1,570	1,500	1,420	1,350

資料) 熊本県農林水産部調べ

キ 荒茶加工施設

荒茶加工施設数は長期的な減少傾向にあり、平成 28 年には 187 施設となっている。なお、加工施設の 95%前後が年間の生葉処理量 100 トン未満の中小規模の加工施設である。

表 1 0) 荒茶加工施設数 (生葉処理量 100 トン未満)

	H17年	H22年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年
荒茶加工施設数	241	220	213	210	196	191	187
年間生葉処理量100トン未満	230	207	203	202	187	181	180
割合	95%	94%	95%	96%	96%	95%	96%

資料) 全国茶生産団体連合会調べ

また、近年は個人経営の加工施設の閉鎖が以前よりも早いペースで進んでいる。一方、個人経営以外の施設はあまり増加しておらず、再編が進まない中で施設の閉鎖が続いている。

表 1 1) 荒茶加工施設の経営形態

	H22年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年
加工施設数(個人経営)	156	155	153	143	136	131
加工施設数(個人以外)	64	58	57	53	55	56
共同経営(任意)	43	35	32	27	29	30
法人・農協等	21	23	25	26	26	26

資料) 全国茶生産団体連合会調べ

ク 防霜施設

霜害対策が必要な栽培面積に対する防霜施設の整備率は、平成 28 年において、全国平均の 80%に比べて、熊本県は 63%と低い。近年は全国、熊本県とも整備率は横ばいである。

なお、平成 28 年の防霜施設の整備面積は 773ha で、このうち防霜ファンが 672ha、スプリンクラーが 49ha、被覆が 38ha である。

ケ 降灰対策

平成 26 年度以降の降灰に伴い、県内には、摘採前及び摘採時に茶園で除灰作業を行う乗用型除灰機が 31 台、荒茶加工前に除灰する生葉洗浄施設が 1 カ所整備されている。

なお、県内には小規模な加工施設が多く、従来の生葉洗浄施設の導入が困難であるため、平成 28 年度に水を使用しない異物除去機を県農業研究センター茶業研究所が民間企業と共同研究した。

(2) 流通・消費分野

ア 価格の動向

消費者の嗜好の多様化により、リーフ茶の需要が減少したことで、全国的に荒茶価格の低迷が続いているが、九州が主体である蒸し製玉緑茶の価格は、平成 22 年と同等かそれ以上で推移している。

また、県産茶の価格も、全国と同様の傾向にあるが、特に普通せん茶の価格の低迷が続いている。一方、蒸し製玉緑茶は平成 22 年と同等かそれ以上で推移しており、全国の蒸し製玉緑茶や緑茶全体の平均価格とほぼ同等で推移している。

表 1 2) 緑茶価格の推移

(単位：円/kg)

			H17年	H22年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	28年/22年
普通 せん茶	熊本県	一番茶	1,644	1,780	1,608	1,560	1,445	1,524	1,604	90.1%
		二番茶	1,000	765	743	620	547	582	650	85.0%
		年平均	1,146	1,041	1,001	853	839	835	823	79.1%
	全 国	一番茶	2,670	2,645	2,223	2,188	2,199	1,994	2,129	80.5%
		二番茶	1,118	780	838	781	646	781	764	97.9%
		年平均	1,830	1,641	1,544	1,365	1,255	1,303	1,419	86.5%
蒸し製 玉緑茶	熊本県	一番茶	2,277	2,130	1,974	1,974	2,069	2,303	2,136	100.3%
		二番茶	913	626	669	641	602	741	727	116.1%
		年平均	1,643	1,575	1,529	1,426	1,675	1,892	1,777	112.8%
	全 国	一番茶	2,177	2,089	2,165	2,048	1,888	2,053	2,142	102.5%
		二番茶	973	731	874	725	615	772	749	102.5%
		年平均	1,591	1,417	1,664	1,490	1,430	1,644	1,671	117.9%
緑茶 平均	熊本県	一番茶	1,911	1,945	1,764	1,758	1,598	1,668	1,716	88.2%
		二番茶	974	656	729	625	524	577	636	97.0%
		年平均	1,309	1,229	1,156	1,032	1,002	1,023	1,028	83.6%
	全 国	一番茶	2,568	2,465	2,173	2,112	2,088	1,943	2,064	83.7%
		二番茶	1,120	795	896	799	708	737	828	104.2%
		年平均	1,603	1,347	1,332	1,173	1,142	1,111	1,175	87.2%

資料) 熊本県：JA熊本経済連「年度別／茶期別取扱実績表」、全国：全国茶生産団体連合会調べ
注) 平成 17 年と 22 年の全国の蒸し製玉緑茶の価格は、釜炒り茶を含んだ金額

全国の緑茶の価格は、普通せん茶の価格の低下の影響で、長期的に低迷している。一方、てん茶は生産量が急増した平成 25 年を除き、価格は 3,000 円/kg以上を維持している。また、ドリンク茶向けの番茶は、価格がほぼ横ばいで推移している。

表 1 3) 緑茶価格の推移 (全国)

(単位：円/kg)

	H17年	H22年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	28年/22年
緑茶平均価格	1,603	1,347	1,332	1,173	1,142	1,111	1,175	87.2%
てん茶	4,386	3,266	3,610	2,514	3,088	3,134	3,057	93.6%
番茶	390	318	375	363	338	318	362	113.8%
普通せん茶	1,830	1,641	1,544	1,365	1,373	1,303	1,419	86.5%

資料) 全国茶生産団体連合会調べ

また、熊本市や全国主要都市の緑茶（煎茶）の小売価格は、平成17年よりも低下しているが、近年はほぼ横ばいで推移している。熊本市の小売価格は全国主要都市平均とほぼ同水準で推移している。

表14) 緑茶（煎茶）の小売価格の推移 (単位：円/100g)

	17年	22年	24年	25年	26年	27年	28年	28年/22年
熊本市	637	511	511	511	524	508	463	90.6
全国	576	530	516	503	510	510	507	95.7

資料) 総務省「小売物価統計調査年報」

注) 「全国」は県庁所在地及び人口15万人以上の主要都市の平均値

イ 流通の動向

県産茶の年間の共販出荷の割合（荒茶生産量に対するJA熊本経済連茶市場での取扱量の割合）は約5割であり、ほぼ横ばいで推移している。また、茶期別の割合もほぼ横ばいで推移しているが、二番茶や秋冬番茶のドリンク向けの出荷は増加傾向にある。

なお、県産茶の大部分は県内で流通しているが、近年は贈答用などの高価格帯茶の県内販売が低調であるため、県外の消費者に対する直接販売のほか、県外の小売店を經由した販路の開拓が進んでいる。

表15) 県産茶の共販出荷割合の推移

	H17年	H22年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年
共販出荷割合(年間)	47%	46%	49%	51%	47%	47%	53%
一番茶	33%	35%	38%	37%	36%	35%	40%
二番茶	63%	60%	66%	67%	64%	61%	70%
三番茶・秋冬番茶	84%	72%	61%	63%	57%	70%	65%

資料) 農林水産省「作物統計」とJA熊本経済連「年度別/茶期別取扱実績表」から算出

ウ 消費の動向

緑茶の消費は、生活様式の多様化が進む中で個人消費量が減少したことで、長期にわたり減少傾向が続いている。なお、平成17年の国内消費量が11万t台であったのに対し、近年は8万t前後で推移している。

表16) 緑茶の需給状況(全国)

	H17年	H22年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	28年/22年
国内生産量(t)	100,000	85,000	85,900	84,800	83,500	79,500	80,200	94.4%
国内消費量(t)	114,091	88,674	89,022	86,733	84,164	78,846	79,710	89.9%
個人消費量(g)	893	692	698	681	662	620	628	90.8%
個人購入量(g)	360	310	291	288	294	279	284	91.6%

資料) 農林水産省「工芸作物統計」、「作物統計」

緑茶に対する熊本市の1世帯当たりの支出金額は、12,000円から13,000円の間で推移しているものの、リーフ茶（注4）に対する支出金額が減少する反面、ドリンク茶に対する支出金額は増加傾向にあり、簡便な消費形態への移行が進んでいる。

表17) 茶類に対する世帯ごとの支出金額（熊本市）（単位：円/世帯）

	H17年	H22年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	28年/22年
茶類	13,371	12,420	12,525	12,555	12,320	12,284	12,887	103.8%
緑茶(リーフ茶)	5,646	4,300	4,424	4,288	4,174	4,083	4,168	96.9%
茶飲料(ドリンク茶)	5,239	5,867	5,889	6,052	5,979	6,146	6,632	113.0%

資料) 総務省「家計調査」

エ 輸出入の動向

緑茶の輸入は、減少傾向が続いており、平成28年は平成22年の約6割に減少している。輸入の大部分は中国産で、国内生産量を補完する形で輸入されているが、品質の低い低価格帯のものが主体である。

一方、緑茶の輸出は、海外の緑茶ブームの影響等で輸出量が増加しており、平成27年には戦後初めて輸出量が輸入量を上回った。平成28年の輸出量は平成22年の8割増となっている。

主な輸出先はアメリカ、シンガポール、ドイツであり、北米への輸出は伸びを欠く反面、アジアや欧州への輸出量は倍増している。

表18) 緑茶の輸出入の状況（全国）

	H17年	H22年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	28年/22年
輸 入 量 (t)	15,187	5,906	5,473	4,875	4,180	3,473	3,618	61.3%
中 国	14,616	5,287	4,739	4,172	3,471	2,917	3,088	58.4%
ベトナム	271	69	253	265	271	87	111	160.9%
ブラジル	137	19	78	39	58	78	32	168.4%
オーストラリア	8	152	263	350	337	370	301	198.0%
輸 出 量 (t)	1,096	2,232	2,351	2,942	3,516	4,127	4,108	184.1%
アメリカ	353	1,136	1,127	1,444	1,550	1,698	1,420	125.0%
カナダ	74	172	144	189	200	236	180	104.7%
シンガポール	82	169	257	213	256	280	342	202.4%
ドイツ	96	100	104	155	246	305	319	319.0%

資料) 財務省「通関統計」

2 緑茶の名称及び定義

名 称	定 義
せん茶	茶葉（自然光下で栽培し、摘採した茶葉）を蒸熱、揉捻、乾燥して製造したもの
玉露	一番茶の新芽が伸び出した頃からよしず棚などに藁や寒冷紗などで茶園を 20 日前後覆い、ほぼ完全に日光を遮った茶園（「覆下園」）から摘採した茶葉をせん茶と同様に製造したもの
かぶせ茶	摘採前7日前後に藁や寒冷紗などで覆った茶園から摘採した茶葉をせん茶と同様に製造したもの
抹茶	覆下栽培した茶葉を揉まずに乾燥した茶葉（てん茶）を茶臼で挽いて微粉末状に製造したもの
玉緑茶	せん茶と同様な製造であるが、揉捻の工程のうち精揉工程を省略して製造したもの。（グリ茶ともいう。）
釜炒り茶	玉緑茶のうち、製造工程で茶葉を蒸熱に代えて炒って製造したもの
番茶	新芽が伸びて硬くなった茶葉や古葉、茎など原料として製造したもの及び茶期（一番茶、二番茶、三番茶など）との間に摘採した茶葉を製造したもの
粉末茶	茶を粉末にしたもの。ティーバッグ又はそのまま飲用する他、食品加工用の原料になるもの

資料）公益社団法人日本茶業中央会「緑茶の表示基準」から引用（最終改正：平成 21 年 9 月 1 日）

3 茶業関係者一覧

(平成 30 年 3 月時点)

○関係団体

名 称	所 在 地	代 表 者
熊本県経済農業協同組合連合会	熊本市中央区南千反畑町 3-1	会長 加末 誠一
熊本県茶商業協同組合	熊本県宇城市小川町江頭 55-4	理事長 長谷川 精一
熊本県茶業振興会議	会長（農業者）宅	会長 市川 辰太
熊本県茶業青年会	事務局長（農業者）宅	会長 富澤 堅仁
日本茶インストラクター協会熊本県支部	支部長（農業者）宅	支部長 川上 誠一

○県関係機関

名 称	住 所	電 話
農林水産部生産経営局農産園芸課	熊本市中央区水前寺 6-18-1	096-333-2390
農林水産部生産経営局農業技術課	熊本市中央区水前寺 6-18-1	096-333-2428
農業研究センター茶業研究所	上益城郡御船町滝尾 5450	096-282-6851
農業研究センター球磨農業研究所	球磨郡あさぎり町上北 2248-16	0966-45-0470
県央広域本部		
農林部農業普及・振興課	熊本市中央区南千反畑町 4-33	096-352-4111
宇城地域振興局農業普及・振興課	宇城市松橋町久貝 400-1	0964-32-2119
上益城地域振興局農業普及・振興課	上益城郡御船町辺田見 396-1	096-282-2111
県北広域本部		
農林水産部農業普及・振興課	菊池市隈府 1272-10	0968-25-4279
玉名地域振興局農業普及・振興課	玉名市岩崎 1004-1	0968-74-2135
鹿本地域振興局農業普及・振興課	山鹿市山鹿 1026-3	0968-44-2137
阿蘇地域振興局農業普及・振興課	阿蘇市一の宮町宮地 2402	0967-22-1115
県南広域本部		
農林水産部農業普及・振興課	八代市西片町 1660	0965-33-3425
芦北地域振興局農業普及・振興課	葦北郡芦北町芦北 2670	0966-82-2071
球磨地域振興局農業普及・振興課	人吉市西間下町 86-1	0966-24-4117
天草広域本部		
農林水産部農業普及・振興課	天草市今釜新町 3530	0969-22-4256